

具体的な実施施策（案）

I. 手話への理解の促進及び手話の普及

手話は日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法を持つ「言語」であることへの理解を深めるための施策を実施します。

1. 市民や事業者への手話の普及啓発

(1) 小学生を対象とした手話教室 (※1) の開催【拡充】

手話に触れ合うことで「手話が言語である」との意識を深めます。

講師の人材育成を進めながら、幼児や中学生など、これまでよりも対象範囲を広げます。

(2) リーフレット、パンフレット等の作成及び配布【新規】

手話が言語としての理解が深まるよう啓発リーフレット等を配布します。

日常的、基本的な内容を年代別、職種毎などに応じて手話パンフレットを作成し、教室や講座などで配布することにより、理解促進を図ります。

(3) 市広報、ホームページ等で手話に関する記事や動画等を掲載【新規】

手話の挨拶や地名、手話うたなどのほか、ろう者との接し方、困りごとなどを紹介し、手話の普及啓発を図ります。

(4) 手話の理解促進のための行事等を開催【拡充】

市主催のイベントに手話コーナーを設置します。

手話に関するイベント等を開催します（パフォーマーを招くなど）。

(※1) 《用語の定義》手話教室は複数回（6回や12回など）の開催

2. 市民や事業者が手話にふれる機会の充実

(1) 手話にふれる機会の拡大【新規】

図書館において手話に関する書籍・DVD等の貸出やアイドラゴン^(※2)の設置などにより、手話にふれる機会の拡大を図ります。

(2) ケーブルテレビ放送の活用【新規】

簡単な挨拶や会話などを1分間程度の放送ができるよう、ケーブルテレビ局と協議します。

(3) 手話講習会^(※3)の開催【新規】

町内会や公民館、民生児童委員、福祉事業所など、各種団体を対象に開催し、人材育成を進めながら、対象範囲を広げていきます。

事業者（企業・商工会等）が従業員に行う手話講習会等を支援します。

(※2) アイドラゴンとは、衛星放送「目で聴くテレビ」専用受信機。

(※3) 《用語の定義》手話講習会は随時（1～2回程度）の開催

3. 手話を学ぶための仕組みづくり

(1) 手話奉仕員養成の充実【拡充】

手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）の充実を図ります。

講座受講者への手話教材（DVD等）の貸出などを行い、技術の向上を図ります。

(2) 手話講座^(※4)の開催【新規】

観光業者、福祉事業所、駅員、販売店や飲食店等の従業員などを対象に名所の紹介や接客用語などの手話講座を開催します。

(3) 講師の養成【新規】

各種講習会、講座、教室における講師の育成を図ります。

(※4) 《用語の定義》手話講座は複数回（6回や12回など）の開催

Ⅱ 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり

ろう者の生活やニーズを踏まえながら、情報提供等に努め、コミュニケーションがとりやすい環境整備を推進します。

1. 手話による情報提供の充実

(1) 市役所などに手話通訳者等を配置【拡充】

市役所内に手話通訳者等を複数配置することに加え、加賀市医療センターにも手話通訳者等が配置されるよう、関係部局に要請します。

加賀職業安定所（ハローワーク）に手話協力員（※5）の配置を要請します。

(2) 市職員の手話講座の開催【拡充】

市職員を対象として手話講座を行い、各窓口での対応の充実を図ります。

(3) ケーブルテレビに手話通訳を付したものを放送【拡充】

行政情報や市主催の行事などに手話通訳付きの放送ができるよう、ケーブルテレビ局と協議します。

(※5) 「手話協力員」は昭和48年に労働省(当時)が求職相談や職場定着指導などにかかる聴覚障がい者のコミュニケーションをサポートする者として、職業安定所に設置。

2. 多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり

(1) 旅行で訪れたろう者への観光手話ガイドの実施【新規】

講師の人材育成を進めながら、手話通訳者等を対象とした観光ガイドや名所旧跡の手話表現について、講習会の開催を支援します。

情報機器（パソコン、インターネット等）を活用し、手話による観光ガイドや、ろう者が利用しやすい観光施設の紹介を行います。

(2) 手話で対応できることが分かるよう明示【拡充】

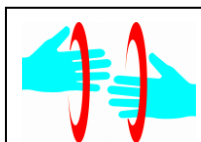
「手話マーク」（※6）の配布を推進します。

駅などでディスプレイを活用した手話での情報提供ができるよう関係機関に働きかけます。

(3) 親子の手話教室や、ろう児が集える場の確保【新規】

ろう児が手話を使用した意思疎通をしやすい環境づくりを図ります。

(※6) 「手話マーク」は公共施設の窓口などで手話に対応できることを知らせる目的で、全日本ろうあ連盟が作成しました。



Ⅲ 手話による意思疎通支援

手話通訳の方法による意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を推進します。

1. 手話通訳者等の派遣

(1) 手話通訳者等の派遣【継続】

(2) 遠隔手話通訳の充実【拡充】

ろう者と手話通訳者が、動画を使った遠隔手話通訳できる環境づくりを推進します。

2. 手話通訳者等の処遇改善等

(1) 処遇改善等の充実【拡充】

検診、予防接種などの助成や手話通訳士等の資格取得、技能向上の支援を拡充し、手話通訳者等派遣制度の強化を図ります。